

令和 8 年度～令和 9 年度
山王海葛丸農業水利事業

山王海ダム取水設備等実施設計業務

現場説明書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

1 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1「契約の保証について」のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 上記1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務にあたって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2 国庫債務負担行為契約事項

本業務は、国庫債務負担行為契約事項として、令和8年度から令和9年度までの2会計年度により履行するものである。

3 特約事項

(1) 業務請負契約書第38条の2に規定する「各会計年度における請負代金の支払いの限度額」は、次のとおりである。

令和8年度 24.28%

令和9年度 75.72%

(2) 業務請負契約書第38条の2に規定する「各会計年度における請負代金の支払いの限度額」は、最終年度を除き出来高予定金額の90%以内とする。

4 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下のとおりである。

名称	適用基準
調査業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における機能診断調査業務
設計業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における設計業務

5 作業歩掛

本作業の作業歩掛は、別紙－２「作業歩掛」のとおり考えている。

なお、作業歩掛については、妥当性を検証するため、歩掛実態調査を行うものとする。

また、歩掛実態調査結果を別紙－３「作業歩掛実態調査表」にとりまとめ、監督職員へ提出するものとする。

6 安全費

本業務における安全費（率計上）については計上していない。

7 打合せについて

本業務の打合せについては、下記のとおり考えている。

（１）積算基地

盛岡市

（２）交通手段

ライトバン

（３）打合せ人員

（単位：人）

回数	主任技師	技師A	技師B
第１回	1.0	1.0	
第２回		1.0	1.0
第３回		1.0	1.0
第４回		1.0	1.0
第５回		1.0	1.0
第６回		1.0	1.0
第７回	2.0	1.0	
計	3.0	7.0	5.0

※各労務人員の１.０人の内訳は、打合せ０.５日、移動０.５日を合わせて１.０人としている。

なお、照査技術者自身による報告に必要な経費については、最終打合せに主任技師１.０人（打合せ０.５日、移動０.５日）を計上している。

8 旅費交通費

（１）調査業務

本業務における調査業務（外業）については、通勤によることで考えている。

なお、旅費交通費については、以下のとおり考えている。

1) 積算基地

盛岡市

2) 旅費交通費

旅費交通費は次表のとおり計上している。

1 式当り算出

名称	規格	数量	単位
ライトバン損料	積算基地～山王海ダム 乗車定員 5 名 排気量 1.5L	71.0	日
ガソリン	レギュラー（スタンド渡し）	383.4	L

(2) 設計業務

本業務における設計作業のうち外業については、通勤によることで考えている。

なお、旅費交通費については、以下のとおり考えている。

1) 積算基地

盛岡市

2) 旅費交通費

旅費交通費は次表のとおり計上している。

1 式当り算出

名称	規格	数量	単位
ライトバン損料	積算基地～山王海ダム 乗車定員 5 名 排気量 1.5L	17.0	日
ガソリン	レギュラー（スタンド渡し）	91.8	L

(3) 打合せ

本業務における打合せについては、通勤によることで考えている。

なお、旅費交通費については、以下のとおり考えている。

1) 積算基地

盛岡市

2) 旅費交通費

旅費交通費は次表のとおり計上している。

1 回当り算出

名称	規格	数量	単位
ライトバン損料	積算基地～山王海葛丸農業水利事業所 乗車定員 5 名 排気量 1.5L	1.0	日
ガソリン	レギュラー（スタンド渡し）	5.4	L

9 特別仕様書補足事項

(1) 開示用成果物の作成

特別仕様書第5－1条（成果物）に示す開示用成果物の作成に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CD-R）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。

- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他（保険証券等の電磁的方法による提出）

保証証券等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証券をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証券等の提出又は寄託に代えて、電子証券等閲覧サービス（電子証券等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証券等を閲覧するために用いる契約情報（電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認

証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

別紙－２ 作業歩掛

１ 調査業務

（１）取水設備等（土木及び建築）の機能診断調査

作業項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1 現地踏査			10.0人	10.0人		10.0人	
2 近接目視				15.0人	15.0人	15.0人	
3 機能診断調査			16.0人	16.0人	16.0人	16.0人	
計			26.0人	41.0人	31.0人	41.0人	

（２）取水設備等（ゲート及び操作設備等）の概略診断調査

作業項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1 現地踏査（事前調査）			10.0人	10.0人	10.0人	10.0人	
2 概略診断調査			20.0人	20.0人	20.0人	20.0人	
計			30.0人	30.0人	30.0人	30.0人	

２ 設計業務

（１）取水設備等（土木及び建築）の実施設計（積算参考資料作成を含む）

作業項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1 業務準備		2.0人	4.0人	4.0人			
2 資料調査			4.0人	8.0人	4.0人		
3 問診調査			8.0人	8.0人			
4 健全度評価		2.0人	6.0人	6.0人	6.5人		
5 農業水利ストック 情報データの入力及び 登録				4.7人	4.7人		
6 設計計画		8.0人	17.0人				
7 構造計画		3.0人	6.0人	9.0人	9.0人	9.0人	
8 図面作成		4.0人	4.5人	17.0人	12.0人	6.0人	
9 数量計算			5.5人	11.0人	12.0人	11.5人	
10 施工計画		7.0人	7.0人	12.0人	4.5人	5.0人	
11 特別仕様書作成		2.5人	2.5人	6.0人			
12 積算参考資料作成			6.4人	4.7人	12.7人	16.0人	
13 農業用ダム診断		2.0人	2.0人	4.0人	4.0人	2.0人	
14 ダム管理マニュアル （案）作成		6.0人	12.0人	12.0人	9.0人	9.0人	
15 総合検討		5.0人					
16 照査		3.0人					
17 点検取りまとめ		2.0人	4.0人	4.0人	6.0人	6.0人	
計		46.5人	88.9人	110.4人	84.4人	64.5人	

(2) 取水設備等（ゲート及び操作設備等）の実施設計（耐震性能照査を含む）

作業項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1 事前調査			6.8人				
2 現地調査		5.0人	5.0人	5.0人	5.0人		
3 機能診断評価 （健全度評価）		2.2人	6.8人	5.5人			
4 ダム付帯設備耐震 性能照査		5.0人	15.0人	15.0人	15.0人	10.0人	
5 設計計画	1.5人	6.0人	9.0人	7.5人	6.5人	2.0人	
6 基本事項	1.0人	4.0人	6.0人	7.0人	7.0人	4.0人	
7 詳細事項	0.5人	6.0人	8.5人	9.0人	9.5人	6.0人	
8 設計計算		1.5人	4.5人	6.0人	6.0人	6.0人	
9 施工計画		2.0人	6.0人	6.0人	4.0人	4.0人	
10 設計図	0.5人	2.5人	5.5人	7.5人	9.5人	10.0人	
11 数量計算		1.5人	3.5人	5.0人	7.0人	8.0人	
12 概算工事費		2.0人	6.0人	8.0人	8.0人	8.0人	
13 農業用ダム診断		2.0人	2.0人	4.0人	4.0人	2.0人	
14 照査	1.5人	2.5人					
15 点検取りまとめ	1.0人	2.0人	4.0人	4.0人	6.0人	6.0人	
計	6.0人	44.2人	88.6人	89.5人	87.5人	66.0人	

作業歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「〇〇工△△設計」について、その実態を把握し、作業歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

(※上記〇〇は当該工種名を記載する。△△は「構想」「基本」「実施」のいずれかを記載する)

2. 概要

発注者記入	局 名	
	事 業 所 名	
	業 務 名	
	担 当 者 名	
受注者記入	受 注 者 名	
	受注担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

作業項目	作 業 内 容	歩 掛 (積算者記載)						歩 掛 (受注者記載)					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
合 計													

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

4. 歩掛に差異が生じた理由 (発注者記入)

5. 歩掛に差異が生じた理由 (受注者記入)